

牧之原市手数料条例（抜粋）

別表第2（第2条関係）

手数料を徴収する事務	名称	区分	種類	金額
静岡県屋外広告物条例（昭和49年静岡県条例第16号）第5条若しくは第6条第4項若しくは第5項の規定に基づく広告物の表示等の許可、第12条第2項の規定に基づく期間の更新の許可又は第13条第1項の規定に基づく変更若しくは改造の許可の申請に対する審査	屋外広告物許可申請手数料	第1種	広告塔、広告板その他これらに類するもの（第3種のものを除く。）	表示面積5平方メートルまでごとに1,330円
			はり札又は立看板その他これらに類するもの（第2種又は第3種のものを除く。）	
		第2種	静岡県屋外広告物条例第4条第3項第2号のはり札又は同項第4号の立看板（第3種のものを除く。）	1枚、1本又は1個につき130円
		第3種	照明装置のあるもの	表示面積5平方メートルまでごとに1,590円
		第4種	はり紙（第3種のものを除く。）	100枚までごとに390円
第5種	看板その他これに類するもの（第3種のものを除く。）	巻き付けて取り付けられる広告物	1組につき260円	
		その他のもの	1個につき260円	

（注）

- 1 2年を超えて広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする場合における手数料の額は、区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に掲げる額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 2 静岡県屋外広告物条例第13条第1項の許可を受けようとする場合における手数料の額は、区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。
- 3 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の届出をした政治団体がはり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を受けようとする場合は、手数料を徴収しない。